

改正

平成26年6月18日

中津川市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与するため、本市における審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする審議会等)

第2条 この指針において対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

(公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより審議会等における会議の円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

一部改正〔平成26年6月18日〕

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第3条に定める公開基準に基づき、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開しないことと決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- 2 会議の開催の公表は、市広報、市公式ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。
- 3 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続きの方法その他必要な事項とする。

(会議資料及び会議録の公開)

第7条 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を市民等の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成26年6月18日）

この要綱は、決裁の日から施行する。